

# 豊田市建築物耐震改修促進計画の概要

中央防災会議の「建築物の耐震化緊急対策方針」(平成17年9月)を受け、平成18年1月26日に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という。)第5条第7項に基づき、国の方針及び愛知県建築物耐震改修促進計画を勘案して策定します。

## 1. 計画の目的等

【目的】安全・安心なまちづくりを推進するために、住宅や特定建築物の耐震化率の目標を90%とし、その目標達成のために必要な施策を定める「豊田市建築物耐震改修促進計画」を策定し、計画的に耐震化を促進していきます。

【区域】計画の対象区域は市の全域とします。

【期間】計画期間は、平成20年度から平成27年度までとします。

## 2. 対象とする建築物

住宅	全ての住宅
特定建築物	多数の者が利用する建築物(注1)
	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
	地震発生時に通行を確保すべき道路(注2)沿道の建築物

(注1)耐震改修促進法に基づく一定規模以上の学校、病院、店舗、事務所、工場、劇場、ホテル等

(注2)地震発生時に通行を確保すべき道路とは、「愛知県が定める第1次・第2次緊急輸送道路、豊田市地域防災計画で定める豊田市指定緊急輸送道路および、これらから広域避難地を結ぶ最短の道路」と定めます。

## 3. 耐震化の基本的な進め方

住宅・建築物の耐震化は、個々の建物所有者に自主的・積極的に取り組んでいただく必要がありますが、地域防災力の向上の観点からは、地域内の建築物の耐震化率向上による地震に強い地域づくりの推進も必要になってきます。各地域の現状に応じた地震に強い地域づくりには、地域会議や自治区をはじめとした各種団体の取り組みが重要になり、市民や地域の各種団体と市の共働で進めていきます。

豊田市は市所有の建築物の耐震化を進めるとともに、市民や地域の各種団体による耐震化の取り組みをできる限り支援する観点から、負担軽減のための補助制度による支援や耐震化を行いやすい環境整備に取組みます。

## 4. 耐震化を促進するための方策

目標達成のため、以下のような施策により耐震化を促進します

### 地域における耐震診断の取り組みの促進

重点区域(注3)を定め、耐震診断ローラー作戦(注4)など直接地域へ働きかける普及・啓発活動を、優先的に実施します。  
重点区域以外においても、古い建物が一定割合以上の区域を「特に地域ぐるみで耐震化に取り組むべき区域」と定め、耐震化の啓発を区域ごとに行います。

### 耐震診断の普及・啓発

地震防災マップを活用します。  
インターネットにより情報提供します。  
耐震診断ローラー作戦(注4)を、順次行っていきます。  
建築関係団体と連携して啓発を行います。  
(注3)都市部における古い木造建物が一定割合以上であり、延焼の危険性が高い区域。  
(注4)各自治区単位で、全ての耐震診断対象住宅の所有者に対して耐震診断の啓発を行います。

### 補助制度等 (裏面資料参照)

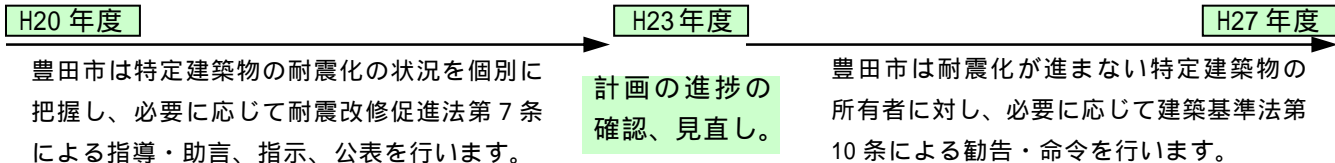
- 耐震診断支援制度
- 木造住宅無料耐震診断
- 非木造住宅・特定建築物耐震診断費補助(新)
- 耐震改修工事等支援制度
- 木造住宅耐震改修費等補助(計画費、解体費含む)
- 非木造住宅・特定建築物耐震改修設計費補助(新)
- 非木造住宅・特定建築物耐震改修費補助(新)

(新)は、平成20年度に新設の予定。

### 耐震改修工事に取り組みやすい環境の整備

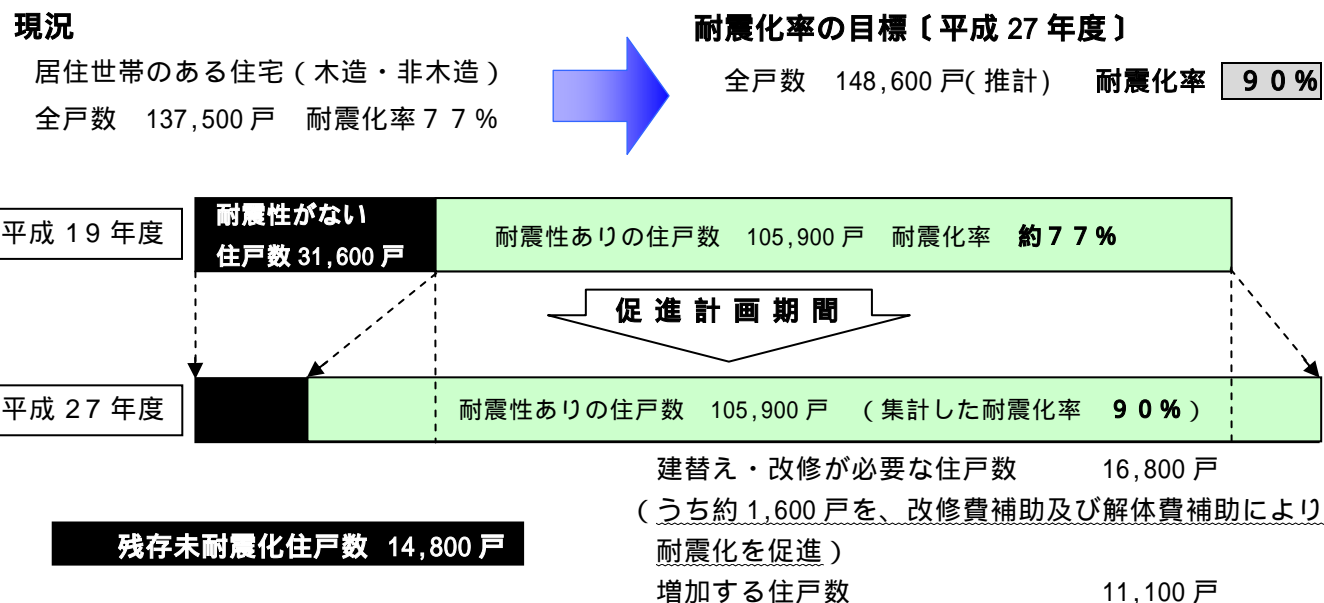
耐震改修工事について、事前に相談できる仕組みを整備します。  
木造住宅耐震改修事例集を作成し、活用します。  
低コスト耐震化工法の普及推進を検討します。

### 特定建築物の指導等



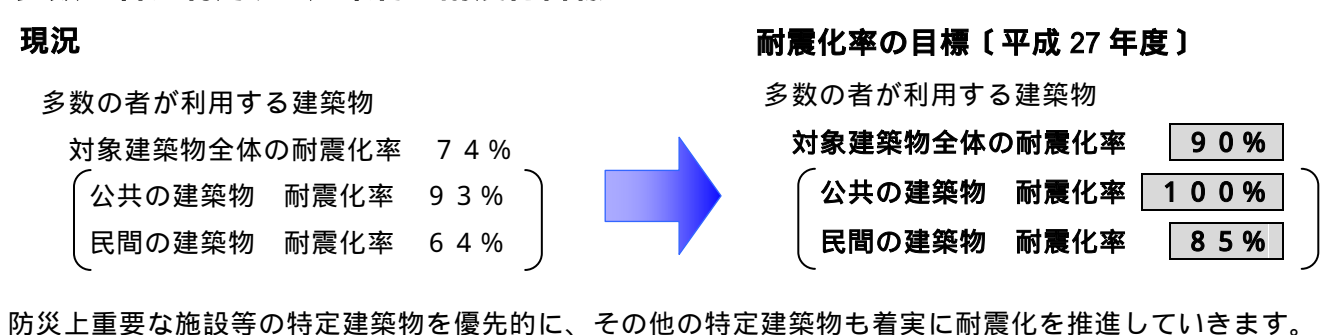
1

### 住宅の耐震化目標



2

### 多数の者が利用する建築物の耐震化目標



3

4

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物について } 耐震化率の目標〔平成27年度〕 90%  
地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物について }  
当該特定建築物の所有者等に、指導・助言による耐震化を促進していきます。

耐震化率とは、耐震性を満たす住宅(戸)・建築物(棟)の割合:(昭和57年以降に建築+昭和56年以前の建築で耐震性ありのもの)/全ての住宅(戸)・建築物(棟)